

1 拡充の目的

令和7年度からの「訪問型支えあい活動支援事業」において、特に、「訪問型支えあい活動支援事業」の車両を利用した生活支援の補助対象となる経費と補助額を拡充し、車両を利用した生活支援の活動者の獲得や、安全な車両の確保、安心して活動できる任意自動車保険に加入できる環境などにつなげる。

2 現状と課題

- ① 令和6年度実施していた一般介護予防で実施する「訪問型支えあい活動支援事業」では介護予防が目的なため、活動者が65歳以上で、若い活動者を確保できない。
- ② 自家用車を利用した生活支援を実施している地区の活動において、活動費が不足しているため車両保険がついてない任意自動車保険に加入して活動している。
- ③ 新たに車両を利用した生活支援を検討するには、特に初期費用と人材確保に関する障壁がある。

3 利用対象者

- ① 介護予防要支援者等
- ② 生活支援を必要とする高齢者

4 活動範囲

各コミュニティ協議会の範囲
※公共交通等との調整が必要

5 活動報告

補助金申請時の活動実績報告に、利用者数、利用者の年令・介護度の集計が必要

6 生活支援と移動支援

生活支援・・・草抜きや電球替え等の活動のひとつとして行われる活動であり、買い物の支援や通院の支援も行う活動



+

実費
・ガソリン等の燃料代
・道路通行料
・駐車場料金
・保険料
・車両借料

移動支援・・・目的地までの移送のみ



実費
・ガソリン等の燃料代
・道路通行料
・駐車場料金
・保険料
・車両借料

(例)ひとりあたりの実費
(年間燃料代 + 年間車両借料 + 年間保険料) ÷ 利用者数

7 スケジュール

令和7年5月13日 活動団体への説明
令和7年5月 補助金申請受付開始

令和6年度

訪問型支えあい活動支援事業
(地域介護予防活動支援事業)

令和7年度

訪問型支えあい活動支援事業
(サービス・活動B・D)

活動区分	補助対象経費	1年度における活動件数	補助上限額
生活支援	・窓口やコーディネート業務に係る人件費 ・通信費 ・消耗品費 ・広報費 ・保険料 (訪問型支えあい活動に係る損害保険に限る。)	60件以上	20,000円
		120件以上	40,000円
		240件以上	80,000円
車両を利用した生活支援	・保険料 (個人所有車両に係る個人名義の自動車保険料を除く。) ・安全運転講習受講に係る費用 ・支援時の駐車場代の実費 ・自動車の賃借料 (個人所有車両を除く)	20件以上	20,000円
		50件以上	50,000円
		100件以上	100,000円

活動区分	補助対象経費	1年度における活動件数	補助上限額
生活支援	○生活支援に係る経費 ・窓口やコーディネート業務に係る人件費 ・通信費 ・消耗品費 ・広報費 ・保険料 (訪問型支えあい活動に係る損害保険に限る。)	20件以上	40,000円
		150件以上	80,000円
車両を利用した移動支援	○車両を利用した場合の経費 ・保険料 (任意自動車保険。ただし、個人所有車両に係るものは除く。) ・安全運転講習受講に係る費用 ・支援時の駐車場代の実費 ・自動車の賃借料(個人所有車両を除く) ・奨励金(1件あたり500円)	20件以上	492,000円
		積算根拠 ①任意自動車保険料 1,350円×149回 ②安全運転講習受講費 21,700円× 10人 ③奨励金 500円×149回 ①+②+③ ÷ 492,000円	
	※車両をリースする場合は、年間150件以上の活動団体とする。	150件以上	1,428,000円
積算根拠 ①車両リース料 717,000円/年 ②任意自動車保険料 244,000円/年 ③安全運転講習受講費 217,000円(10人分) ④奨励金 500円×500回 ①+②+③+④ ÷1,428,000円			

※リース車での新規立ち上げ団体は、利用者数を安定させることに時間を要することから、3年間は活動を継続すること。
市は、活動件数にかかわらず、3年間は補助を継続する。